

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県

編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県報

令和八年
号外 (四)
一月二十三日
(金曜日)

目 次

告 示

指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更……
家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示の廃止……

○告 示

大分県告示第三十九号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第二項の規定により、次のと
おり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨指定試験機
関から届出があった。

令和八年一月二十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

二 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

三 変更をしようとする日

令和八年一月二十六日

大分県告示第四十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示（令和八年大分県告示第十二号）は、令和八年一月二十四日午前零時をもつて廃止す
る。

令和八年一月二十三日

令和八年一月二十三日

大分県報号外（告示）